

# 予算常任委員会議事録

(令和5年6月13日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年6月13日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 藤井千代美  
 委員 斧田 秀明 建石 良明  
 西田いく子 森田 忠彦  
 村井 浩二 辻本 博之  
 中村 直幸  
 議長 山田 強
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 総務財政課長 小南 考弘  
 副町長 齋藤 健吾 税務課長 田中 信幸  
 教育長 中道 雅夫 環境農林課長 木下 明紀  
 政策総務部長 小角 孝彦 子育て支援課長 川久保みのり  
 まちづくり推進部長 村上 正規 福祉介護課長 辻本 知也  
 健康福祉部長 子安 逸二 いきいき健康課長 堀内 孝茂  
 教育次長 池田 貴則 教育総務課長 武部 勝浩  
 兼学校給食C所長  
 秘書政策課長 西本 武史 生涯学習課長 東條 信也  
 企画担当課長 小泉 大吾
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第18号 令和5年度太子町一般会計補正予算(第3号)

---

午前 9時30分 開会

○辻本（馨）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、改めまして、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）の1件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本（馨）委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

順次、説明を求めます。

○小角政策総務部長 おはようございます。

それでは、議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書1頁でございます。

第1条の歳入歳出の予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千13万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6千261万円とするものでございます。

それでは、政策総務部が所管します補正内容につきましてご説明を申し上げます。

予算書の 8 頁、9 頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 2 千万円の増額。事業別区分 1 2、基金積立事務事業 2 千万円は、2 4 節積立金で、ダイードリンコ株式会社からの企業版ふるさと納税をふるさと太子応援基金に積立てを行うものでございます。財源としましては、全額寄付金でございます。

6 目自治振興費、補正額 2 5 0 万円の増額、事業別区分 2 の地区・町会等運営事業 2 5 0 万円は、1 8 節負担金補助及び交付金で、一般コミュニティ助成金として山田後屋町会の地車の修繕等に係る助成金でございます。財源としましては、全額一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

1 0 目企画費、補正額 3 千 1 7 2 万 3 千円の増額。事業別区分 6 の新型コロナウイルス感染症対策事業 1 千 5 0 0 万円は、高校生等の学習応援としてギフトカードの支給と町内公共交通事業者への燃料価格高騰対策として運行距離に基づき支援金を支給するもので、7 節報償費で高校生等学習応援事業商品券代 1 千 3 6 4 万 9 千円と、1 0 節需用費の消耗品費 2 万円、1 1 節役務費で郵便料 3 4 万 8 千円、1 8 節負担金補助及び交付金で公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金 9 8 万円 3 千円を計上してございます。財源としましては、全額一般財源でございます。

事業別区分 7 の産官学連携プロジェクト事業、補正額 1 千 6 7 2 万 3 千円の増額。ダイードリンコ株式会社からの企業版ふるさと納税を活用し、産官学連携のプロジェクト研究を行うための事業経費で、事業構想大学院大学に委託し、プロジェクト研究を実施するものでございます。8 節旅費で職員旅費 1 0 万 6 千円と、1 0 節需用費で消耗品費と食糧品費で 5 万 7 千円、1 2 節委託料で事業創生プロジェクト研究委託料 1 千 6 5 0 万円、そして 1 7 節備品購入費で 6 万円を計上してございます。財源としましては、全額ふるさと太子応援基金からの繰入金でございます。

2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額 7 4 3 万 6 千円の増額。事業別区分 6 の軽自動車税課税事業で 4 0 万 8 千円は 1 0 節需用費の消耗品費で、大阪関西万博の開催を控え、機運醸成を図るため、万博キャラクターのミャクミャクをデザインした原動機付自転車のナンバープレートの作成・交付を行うための経費について増額補正するものでございます。

次に、事業別区分 7 の町税収納整理事務事業で 7 0 2 万 8 千円は、1 1 節役務費の口

座振替手数料で132万3千円と、12節委託料の口座振替伝送業務委託料で570万5千円。これは令和5年12月末でISDN回線が廃止されることに伴い、口座振替に係る金融機関への手数料及び中間業者への委託料など、新たに必要な経費について増額補正をするものでございます。財源としましては、全額一般財源でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁をお願いいたします。

18款寄付金、1項寄付金、1目指定寄付金、1節ふるさと太子応援基金寄付金2千万円は、ふるさと太子応援基金寄付金でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金8千774万9千円は、財源調整として予算措置するものでございます。

3目ふるさと太子応援基金繰入金、1節ふるさと太子応援基金繰入金1千730万8千円は、ふるさと太子応援基金繰入金でございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、2節雑入250万円は、一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

以上で、政策総務部が所管します補正内容の説明を終わります。

#### ○子安健康福祉部長 おはようございます。

続きまして、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳出予算から説明をさせていただきます。

補正予算書の10、11頁をお願いいたします。

一番上の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の事業別区分8、新型コロナウイルス感染症対策事業で5千20万9千円の増額。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額として国において措置されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的に支給する令和5年度住民税均等割非課税世帯等に対する低所得世帯生活支援給付金及び介護保険・障害福祉サービス事業所物価高騰対策緊急支援金の支給に必要な経費といたしまして、1節報酬の会計年度任用職員報酬109万1千円、3節職員手当等の期末手当を18万7千円、4節共済費の共済等保険料21万8千円のほか、8節旅費の通勤費用弁償5万円を会計年度任用職員に係る経費としてそれぞれ増額いたしております。

また、事務用消耗品購入のための予算といたしまして、10節需用費の消耗品費4万円、11節の役務費では制度案内の通知等の郵送代として郵便料を27万3千円、給付金等の口座振込手数料を15万4千円増額しているほか、12節委託料は低所得世帯生活支援給付金に係る電算システムの改修等に要する経費といたしまして、電算機器・プログラム変更委託料271万6千円を増額いたしております。

更に、18節負担金補助及び交付金では、低所得世帯生活支援給付金を対象となる世帯を1千400世帯と見込み、1世帯当たり3万円として4千200万円を。介護保険・障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金の対象となる事業者数を50事業者と見込み、348万円をそれぞれ増額いたしております。

その下、続きまして、2項児童福祉費、4目児童福祉費、事業別区分12、新型コロナウイルス感染症対策事業で601万1千円の増額。こちらにつきましても、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対する支援として保育所等を利用する児童に対する主食費補助金のほか、町内で子ども食堂等の子どもの居場所づくり活動を実施している団体の食材の購入等に対する支援を目的に子ども食堂支援事業補助金の交付に必要な経費といたしまして、1節報酬の会計年度任用職員報酬135万8千円のほか、3節職員手当等の期末手当18万2千円、4節共済費の共済等保険料26万7千円、8節旅費の通勤費用弁償6万4千円を会計年度任用職員に係る予算として増額いたしております。

また、10節需用費では、事務用消耗品の購入のための予算として消耗品費2万円5千円を増額しているほか、11節役務費では制度案内の通知等の郵送代として郵便料を5万6千円増額いたしております。

更に、18節負担金補助及び交付金では、対象児童数を267人と見込み、主食費補助金を255万9千円。対象団体数を3団体として子ども食堂支援事業補助金を150万円、それぞれ増額いたしております。

次の頁、12、13頁をお願いいたします。

一番上の4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費の事業別区分8、妊娠出産包括支援事業で93万6千円の増額。これは、本年、令和5年2月から事業を開始いたしました出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援の実施にあたり、妊産婦等との面談がより効果的に実施できるよう父親用のパンフレットなどの購入のために10節需用費の消耗品費を3万円、妊産婦等に交付するサポートプラン作成のための用紙印刷代と

して印刷製本費 3 万 3 千円をそれぞれ増額いたしております。更に、妊娠届出時の際にお渡しするアンケートの返信用切手購入のために 1 1 節役務費の郵便料を 7 千円のほか、相談環境の充実のために机や椅子、キッズスペース用のベンチやマット等の購入のため、1 7 節の備品購入費を 8 6 万 6 千円増額いたしております。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入りますが 6 頁、7 頁をお願いいたします。

一番上の 1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金、補正額 6 2 万 2 千円は、ただいま歳出にてご説明いたしました妊娠出産包括支援事業に対するもので、1 節保健衛生費補助金の出産・子育て応援交付金を 6 2 万 2 千円増額いたしております。なお、補助割合は対象事業費の 3 分の 2 でございます。

その下、1 6 款府支出金、2 項府補助金、3 目衛生費府補助金、補正額 1 5 万 5 千円の増額。こちらにつきましても、国庫支出金と同様に妊娠出産包括支援事業に対するもので、1 節保健衛生費補助金の出産・子育て応援交付金を 1 5 万 5 千円増額いたしております。なお、補助割合は対象事業費の 6 分の 1 となっております。

健康福祉部所管の補正予算の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○村上まちづくり推進部長 おはようございます。

続きまして、まちづくり推進部が所管します補正内容についてご説明申し上げます。

引き続き補正予算書の 1 2、1 3 頁をお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃費、補正額 2 1 3 万 4 千の増額。事業別区分 5、新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額 2 1 3 万 4 千円の増額は、原油高騰等により町内事業者の支援を行うもので、本町内で事業活動を行った事業者に対して事業系ごみ排出に要する費用の一部を支援する経費として、1 1 節役務費、郵送料として 5 千円、1 8 節負担金補助及び交付金、支援金として 2 1 2 万 9 千円を計上しております。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、補正額 5 0 0 万円の増額。事業別区分 4、新型コロナウイルス感染症対策事業 5 0 0 万円は、原油高騰により経営を圧迫されている農業経営者に対し、令和 5 年度賦課分における農業収入に応じて支援を行うための経費として、1 1 節郵送料として役務費 1 万円と、1 8 節支援金として負担金補助及び交付金 4 9 9 万円を計上しております。

以上、まちづくり推進部が所管します補正内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池田教育次長 続いて、教育委員会所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

12、13頁をお願いいたします。

9款教育費、2項磯長小学校費、1目学校管理費、事業別区分1、磯長小学校運営事業で補正額135万円の増額は、10節需用費で新型コロナウイルス感染症対策として学校における感染者等発生対応及び換気対策整備に必要な消耗品の購入を行うものとなっております。

次頁、14、15頁をお願いいたします。

3項山田小学校費、1目学校管理費、事業別区分1、山田小学校運営事業で90万円の増額。先の磯長小学校費と同様、10節需用費、17節備品購入費で新型コロナウイルス感染症対策として、学校における感染者等発生対応及び換気対策整備に必要な消耗品及び備品の購入を行うものとしてございます。

4項中学校費、1目学校管理費、事業別区分1、中学校運営事業で135万円の増額。本補正も同様に、10節需用費で新型コロナウイルス感染症対策として、学校における感染者等発生対応及び換気対策整備に必要な消耗品の購入を行うものでございます。

なお、以上の3項目の各校運営事業の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、この度、文部科学省所管の学校保健特別対策事業費補助金により財源措置されることとなったため、増額補正をするもので、児童生徒数に応じて設定された事業費上限額の2分の1が国庫支出金により充当されることとなっております。財源内訳につきましては、国庫支出金と一般財源それぞれ2分の1ずつとしておるところでございます。

8項文化財保護費、1目文化財保護費、事業別区分1、文化財保護維持管理事業で補正額58万5千円の増額は、12節委託料で田中家住宅調査委託料の増額でございます。これは、旧山田村において、油問屋・貸銀業を営んでおりました田中家、通称油伊に係る文化財総合調査の一環として建造物の調査を行うもので、田中家住宅の実測調査及び図面作成業務でございます。

田中家に係る文化財総合調査につきましては、令和2年度より段階的に進めており、田中家所蔵資料から山田村一帯の生活を紹介しました令和4年度の資料館企画展においても、その成果の一端を紹介しておりますが、調査を進めております過程において、田



中家住宅の所有者より今年の秋季に急遽、当該住宅を取り壊す予定であることを聞き及んだことから本調査業務が急務となり、本補正予算に計上するものでございます。財源内訳の58万5千円はふるさと太子応援基金繰入金を充当してございます。

続きまして、歳入でございます。

お戻りいただいて、6頁、7頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、1節学校費補助金180万円の増額は、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校保健特別対策事業補助金となっております。

3段下の19款繰入金、1項基金繰入金、3目ふるさと太子応援基金繰入金、補正額1千730万8千円の増額。この1千730万8千円のうち58万5千円を田中家住宅調査委託料に充当するものでございます。

以上、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）の歳出歳入の全ての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○辻本（馨）委員長** ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○斧田委員** それでは、8頁、9頁のところで、高校生の学習支援の関係のことでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

こちらのほう、商品券を送るというふうな内容だと思うんですけども、商品券を送るだけではなくて、こういうふうな太子町単独の事業としてやっていくのをどういうふうな形で表して商品券を届けられているのか教えていただけたらと思います。

**○西本秘書政策課長** 今、ご質問いただきましたギフトカード・商品券、どのような形というふうなご質問でございますが、今回、ご存じのようにコロナの臨時交付金を活用してエネルギー、食料品等の物価高騰への一助とするために、その1つの方策として高校生の世帯に対してギフトカードを支給することによって、その一助となるように支援するものでございます。

どのような形ということでございますが、もちろんその中には、今回のこの事業の今申し上げました趣旨というんですか、そういうことは当然入ってまいりまして、そういうことを踏まえまして高校生世帯のご家庭に少しでも物価高騰への影響に対する支

援金として使っていただければなというふうに考えております。

○**斧田委員** 高校生というんですかね、今の若者たちが、また太子町に対してこれから将来的にも、やはりいろんな形でまた帰ってきてもらえるような、そういうふうな思いというふうなものにつながるような形で、こういうふうな事業をやられるときには、できるだけそういうふうな文章を入れたりとかというところでも考えながら、思いを若者に伝えていただけたらありがたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

それと、すみません、委員長、続いて。

○**辻本（馨）委員長** どうぞ。

○**斧田委員** 子ども食堂についてなんですけれども、これもコロナ関連で食材費等の影響もあるんですけど、今の太子町の中で子ども食堂の実態というんですか、教えていただけるものであればお願いしたいです。

○**川久保子育て支援課長** 太子町の子ども食堂の活動状況について申し上げます。

現在、大阪府で年に1回実態調査というものがあまして、そこで把握させていただいているのが3団体ございます。そのうち2団体がコロナの影響でちょっと休止中というふうにお伺いしています。1団体が現在、週1回の活動をされているというふうに聞いています。

以上です。

○**斧田委員** 中々ね、太子町の場合、こういうふうな活動というか、表立った形で、どこでどういうふうな形でやられているというのは中々出てきていないんですけれども、狭い部分、すごくそういうプライバシーに気をつけないといけない部分もあるのかなとは思うんですけれども。もうちょっと分かるぐらいの話というんですか、週にどれぐらいの開設をされているとか、そういう食材費のほうについても何か分かっておられるというんですか。公的な補助というのは今までではないだろうとは思うんですけれども、いろんな協定みたいな結ぶ中で食費のほうを調整されているというふうな事例も聞いたりもするんですけれども、そこら辺、何か分かれば教えてください。

○**川久保子育て支援課長** 現在活動中の1か所の団体のほうなんですけれども、そちらのほうは太子町の社会福祉協議会とJ A大阪南が締結されている子ども食堂運営に関する協定というのを結ばれていまして、そこを通じて食料品の提供を受けられているというふう聞いています。あと、生協さんとかの寄付を受けられたとか、そういった地域での活動を行っているというふうに聞いています。

以上です。

○**斧田委員** 本当に先ほどもちょっと私のほうで言わせてもらったように、すごい世間というか、人口も多くない中で、どういうふうなところでどういう形というのはあまり見え過ぎると、利用したい人が利用できなくなったりすることもあるので、あんまり言えない部分もあるでしょうけれども、できるだけそういうふうなものに対する支援というか、これからもぜひともお願いしたいなと思います。

それと、引き続きまして12頁、13頁になるんですが、学校関係の換気対策なんですけれども、先ほど言われた備品購入なんかについては空気清浄機というふうなことでもいいのか。あと総務費の関係ではフィルターとかそういうふうなものなんでしょうか。具体的にどういうふうな物を買われているのか。

○**武部教育総務課長兼学校給食C所長** 今回の事業につきましては、感染症流行下における学校教育活動の体制整備事業というメニューを活用いたします。

この中で大きく分けて2種類、補助支援がございます。1つ目といたしまして感染者等発生対応支援、それと2つ目といたしまして換気対策の整備支援でございます。

両小学校、それと中学校に必要な物品等を確認いたしております。その中で感染者等の発生対応支援といたしまして、ペーパータオル、それと消毒液、使い捨て手袋などの消耗品ですね。また、換気対策の整備支援といたしまして、網戸、それとサーキュレーター、空気清浄機などを購入予定としております。

以上です。

○**斧田委員** はい、ありがとうございます。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**建石委員** 斧田委員の関連的な部分が入るんですけれども、まず、高校生支援の商品券云々で、どういった内容で、どういった物を、どういった方法で配るのか、もうちょっと具体にお聞きしたいんですが。

○**西本秘書政策課長** 具体的に申し上げます。

まず、対象者は、平成17年の4月2日から平成20年4月1日に生まれた高校生並びにその間に生まれた世代の方になります。具体的には、1人当たり3万円相当の商品券を考えております。

あと、特に申請がなく、今、申しあげましたように、対象者はこちらで把握できますので、特に申請なしにプッシュ型で対応していきたいというふうに考えております。

あと、できるだけ速やかにというふうに考えておりますので、本議会が通りましたら速やかに手続き等をとってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**建石委員** この商品券は通常の商品券。例えば、デパートなりの商品券、あるいはもっと広範囲のギフト券と理解しとればいいのかな。

○**西本秘書政策課長** どちらかといいますと、広範囲に使えるようなギフト券を今、想定しております、はい。

○**建石委員** これ、1人3万円ということで、すべて郵送ですね。それと配布漏れ等々はこういった場合に起こり得ないわけですね。

○**西本秘書政策課長** まず、すべて郵送になります。それと、配布漏れにつきましては、そのようなことがないようにチェックしながら郵送配布していきたいというふうに考えております。

○**建石委員** 3万円のギフト券ということは一応現金としてみなすので、普通郵便なのか、あるいは書留郵便なのか、その辺のところですね。普通郵便の場合はポスト投函であって、届いていないという現状もあるかもしれないんですけど、その辺のところはどうでしょうか。

○**西本秘書政策課長** もちろん現金といいますか、現金相当の商品券になりますので、普通郵便ではなくて書留という形で考えております。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**村井委員** 全般に予算が新型コロナウイルス感染症対策事業というところは、これ、新型コロナウイルスのいわゆる重点交付金の活用したメニュー、実施計画ということでしょうか。

○**西本秘書政策課長** 委員おっしゃるように、今回、このメニュー、今議会で上げさせていただいておりますのは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金ですか、それを活用してまいりたいというふうに考えております。

○**村井委員** これ、全般にいろいろこのメニューが出てくる、予算項目出てきているんですけど、国が推奨メニューとして示しているところに沿った予算立てになっているのか教えていただけませんか。

○**西本秘書政策課長** 委員おっしゃいますとおり、今回、国のほうで大きな2つの方針が出ております。1つは、先ほど申しあげましたこの交付金を活用して、1つは低所得世

帯の支援ということが大きく1つ。それと、今、委員おっしゃいました推奨事業メニュー、そういった大きな2つの枠がございます。低所得者世帯につきましては、本町でもその趣旨に基づきまして支援していくと。また、推奨事業については、いろんなパターンの事例が示しておりますけれども、先ほどご質問いただきました子ども食堂などについても今回、国からその一例として示されておりますので、そういったメニューも参考にしながら決めさせていただいて、今回上程させていただくものでございます。

○村井委員 これ、公共交通事業者の燃料価格高騰対策支援金ということで。これは、そしたら燃料価格高騰に対する支援であって、毎年の支援というところの支援とは違うということですよ。

○西本秘書政策課長 今、ご質問いただきました公共交通につきましても、今、先ほど申し上げました国の推奨事業メニューの1つで、一例として掲げられております。地域公共交通等に対する支援ということで、そのエネルギー価格高騰に対する影響緩和という観点から本議会で上程させていただくものでございます。

○村井委員 公共交通事業者さん、太子町で言うたら、金剛自動車になるのかな。これ、金剛自動車の営業範囲内の市町村。これ、連携取ってこの事業はやっているのか、太子町単独なのか教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 まず、今回掲げております事業につきましては、本町単独といたしますか、本町のほうで決めさせていただいた事業でございます。

○村井委員 ほかの自治体ではやっているのか教えていただけませんか。知っていたら。

○西本秘書政策課長 聞いておりますのは、大阪府のほうで公共交通対策ということで同じようなエネルギー支援、物価高騰に対する、公共交通に対するエネルギー支援というものをされているというふうに聞いております。燃料費高騰に対する支援ということで聞いております。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 ちょっと追いかける分であれば、先ほど「ギフトカードってなあに」というのが、今までだったらクオカードとかね。学習支援という意味で小学校、中学校であったら図書券とかやけれども、高校生の年代やから、働いている人もいてるから、図書券とか狭められへんのやろうけれども、ギフトカードは何ですかというのには答えられないんですか、まだ。

○西本秘書政策課長 例えばですけれども、商品名が出てしまいますが、一例で申し上げ

ますと、例えばJCBカードとか。そういった全国規模で展開している、そういった基本的にはどこでも使える、そういったところのカードを予定しております。

○西田委員 特にそんなに隠すことはないと思うので。大体もう、これ、決まり次第、すぐ動こうと思っていたらある程度下準備していると思うので、そこは議会にはっきり答えてくれるほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、子ども食堂の件ですけれども、3つというのはどこなんでしょう。私も調べてね。1つは美野の里ですか、載っていました。ホームページに載っているやつやから言いますね。それで、今言った社協や農協とというのも載っていました。あれはフェイスブックで見つけたかな。もう一つはどこかちょっと分からないんですけれども、名前が言えるのであればちょっと教えていただけますか。

○川久保子育て支援課長 先ほども申しあげました大阪府からの調査が年に1度あるんですが、そこで団体の許可の取れたものだけをホームページで公表されておられます。その中で大阪府に対して掲載してもいいとおっしゃっているのが美野の里1か所だけになります。ですので、すみません、ちょっとここでの回答というのは控えさせていただければと思います。

○西田委員 それはどういうことやろう。貧困世帯を対象に子ども食堂を開いているからということになるんですか。

○川久保子育て支援課長 団体が非公表にされている理由というのは、ちょっとこちらで把握はできていないんですが、恐らくそういった思惑があるかもしれないと思います。以上です。

○西田委員 そういうピンポイントの支援も必要やと思うんですけれども、これは特にまた子育てに特化したから、そういう私もホームページ見たら3つってどこやろうと思うたんやけれども、そういうのを見つけましたし、そういう支援をやっていると思うんですが、コロナ対策ということでやるのであれば何も子どもだけではないと思いますので。藤井寺市なんかはこれも何やろう。どっちかというたらボランティア団体がやっているんですけれども、これは食料品。食堂ではなくてね。食料品を皆さんお持ち帰りくださいというのを青年団とか、その自治会とかいろんな団体が入って、どこかの集会所でというのをやっているんやけれども、そこに取りに来るのはどういう世帯が多いかという、学生なんかが多いと思ってたら、本当に年金暮らしの高齢者なんですって。そういう意味ではコロナ対策の一環として福祉的な視点でというので、今回、子どもに光が

当たりましたけれども、高齢者もいますし、私ら世代でもしんどい人はいるやろうと思いますし、そういうところに広げて。まだコロナの事業費、この交付金があるんですたら、またそういうところにも広げていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

そういう意味では、大阪市がコロナの対策で応援の食料品とかを集めていたやつがもう出ていかないので、皆さん、子ども食堂やそういうやっているところに物資をあげますというような、あったではないですか。飛んじやって答えられへんかったら、まあ、いいんですけれども、太子町でもそういうのを応援するというで置いてたではないですか。いっぱいね。レトルト食品とか。それ、全部はけていたらいいんですけれども、余っているのをどういうふうかに活用したということがあれば教えていただきたいんですが。

特にこの場にいらっしゃらないんでしたら、またそれは構いません。答えられる方がいらっしゃらなければ。

○辻本（馨）委員長 よろしいですか。後で報告するような。

○西田委員 はい。

○辻本（馨）委員長 では、後でその担当の人、西田委員に説明してあげてもらえますか。

では、引き続いて、ほかにございませんか。

○中村委員 農林水産業費の関係を。

先ほどちょっと燃料の高騰による補正というふうに聞いたので、それでよかったですか。そういうのなかったですか。農業総務費の。

○村上まちづくり推進部長 はい、おっしゃるとおりです。

○中村委員 それで対象になる油というか、燃料というのは何になりますか。

○木下環境農林課長 農業経営者支援金のご質問でよろしかったですでしょうか。

○中村委員 はい。

○木下環境農林課長 これにつきましては、燃料費の補助といいますよりも、農業経営につきましては肥料代が燃料費の高騰とともに高騰しておりますので、その分の支援という形で考えてございまして、事業内容を申し上げますと、令和5年度賦課分の農業収入の額に応じて支援金を2万円から10万円の額で支給させていただくという内容になってございます。

○中村委員 その件数というのは何件ぐらいに対する補助金でしたか。

○木下環境農林課長 こちらで把握しておりますのは、令和5年度の賦課分の農業収入がおありの方が111名いらっしゃると確認しております。

以上です。

○中村委員 111名で、トータルでどのぐらいの面積の対象になっていますか。

○木下環境農林課長 課税情報を基に農業収入の対象者を確認しておりますが、その方と農業面積のリンクしたものはございませんので、申し訳ございませんが、面積については把握しておりません。

以上です。

○中村委員 そしたら、農業者からの申告のみでの判断ということですか。

○木下環境農林課長 はい、そのとおりです。

○中村委員 はい、分かりました。

○辻本（馨）委員長 ほかに。

○建石委員 文化財保護で田中住宅のことで聞きたいんですけども、これはちょっと僕の理解不足かもしれないですが、令和2年度に調査をして、最近も書物を出されたと思うんです。この秋に所有者が売買するなり取壊しするなりという原因でこの油つぼの調査をもう一度始めるということなんですか。今まで実績的に恐らくこの油つぼの調査というのは、資料的なものを資産価値というか、文化財価値をとという感覚を持っていたと思うんですけども、そのところはどうか。

○東條生涯学習課長 すみません。今、ご質問にありました田中家住宅なんですけれども、当然4年度の企画展はじめ、2年度から田中家住宅にごぞいます古文書、そういう物も含めましてずっと調査は総合調査という形で事業として実施させていただいてございます。その中で、当然建物自身もかなり古くなっておりまして、修繕するにはすごい、莫大な費用がかかるということもございまして、ここに来まして所有者さんの関係者の方とお話をずっとさせていただいているんですけども、やはり朽ちてきておりまして近所にもご迷惑がかかるということで、取壊しを検討していて、秋にも取り壊す予定やということを急遽聞き及びまして、今回、補正させていただきまして。実際には、建物自身の測量というか、実測と図面作成ということで記録保存という形で建物自身のどういった形で建っておったかというのを後世に残すというような意味での事業でございます。

以上です。



○建石委員 ということは、現物の油つぼがありますね。今、5、6個あるのかな。その保存も調査の対象になるわけですか。

○東條生涯学習課長 今回、補正予算に計上させていただいたものにつきましては、あくまでも全体の調査の中の建物を取壊されるということで、建物の調査のみで、今お預かりしています古文書であったり、つぼであったり、いろいろな物につきましては今後も同じような形でお預かりさせていただいてというような形になることとさせていただきます。

以上です。

○建石委員 ということは、文化財資産としての物はないと。図面的なものでいくと。それで私の記憶では、あそこが一番奥の部屋が資産価値があるのではないかな。当然、電気配線もすることはできないしということで、昔から聞いておったんです。その辺のところも調査に、対象になっているわけですか。

○池田教育次長 ちょっと具体が、おっしゃられている場所がどこかというのはよく分からないんですけども、基本的に今回は、今現状建っている建物。もちろんもう既に倒壊した蔵とかもありますけれども、その基本的な資料の部分を残すという調査になります。これまでも古文書、工芸品、様々な物を長期間にわたって調査をし続けてきた中で、今回、建物を取り壊されるということで必要最小限。おっしゃられている油つぼ、もうかなり古物商とかにその後抜かれて、当初から残っている数もかなり減っているようですけれども、それも含めて必要でしたら抜き取って資料館のほうでお預かりするようなことも含めて調査の中に入れていきたいなというふうには思っています。

○建石委員 これ、所有者さんの意向というのはある程度言われているんですか。

○東條生涯学習課長 当然、この総合調査の中でいろいろ所有者さんの妹さんの息子さんとうちの職員がずっと連絡を取りながら、いろいろ協力していただいているということなので、確実に議会におきましてもそういった意思があるということは公表させていただきますということも確認を取ってございます。

以上です。

○建石委員 変なことを言うようなんですけども、元々本家さんという状況の中でね、我々山田地域の人の印象なんですけれども、あそこには前栽の中には公的水路が走っているとかね、その辺のところがある。また、あるいは東南の角に常夜灯、我々がやっこさんと言うものがある。その辺のところも。ちょっと我々懸念しているのはその辺のところをね、どういうふう処理をするのかという部分の。業者が立ち入ることができな

いか分からないけれども、その辺のところもいろいろ住民さんのほうからも不安視されているので、できるだけそういったことも我々のほうに。公にできるのであれば知らせてほしいなということなので、よろしく願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかに。

○森田委員 この補正予算とはちょっと関係ないんですけども、ふるさと納税のことについてね。去年は3億円強ふるさと納税を頂いている。今年はどれぐらい予定されておるんか。そして、今、6月ですわね。12月に殺到すると思うのだけれども、6月現在で去年と今と比べてどんなもんかというの、分かりませんか。

○小泉企画担当課長 今年度の見込みにつきましては、当初予算で3億8千万円を予定しております。昨年度と比較しての現在6月時点の状況ですけれども、大体同じような水準で推移してきております。若干プラスぐらいのペースで寄付を頂いているというような状況です。

あと、最近の、昨年度と違った状況につきましては、新規就農の方がブドウのほうを新たに返礼品として登録いただいたというような動きがございまして、若干の底上げになっているのかなというような状況でございます。

以上です。

○辻本（馨）委員長 ほかに。

○森田委員 また別のことですけれども、3月の議会で3億円ほどの財源確保で投資をするというのを言われていたけれども、そのときは元本が担保されるので安全な国債とか電力債とかを考えていると言われてたんやけれども、今現在されているんか。そして、またされているのであったら、また証券会社はどこでやられたんか。

○小南総務財政課長 すみません。3月にご説明させていただきました債券運用の件についてご説明させていただきます。

今現在、証券会社、大きな3店のほうと協議をさせていただいております。SMB C日興証券、大和、あと野村、それぞれ証券会社とお話をさせていただいております。

3月ご説明させていただいたとおり、基金の定期の関係もありますので、予定としては7月から10月にかけて、それぞれ1億円ずつ各証券会社のほうに債券での運用を開始しようと今、準備しております。

債券のほうなんですけれども、先ほど議員おっしゃっていただいたとおり、当然、自治体の運用になりますので、リスクが高くてリターンが高いというようなものではなく、

元本がある程度保障されているようなランクといたしますか、安定性が高い債券のほうでそれぞれ運用をするような形で現在検討を進めております。

また、実際に運用を開始した段階ではまたどこかの機会ですら報告はさせていただきますと思っております。

以上です。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 先ほど建石委員の関連のお話になるかもわかりませんが、大きく予算がある二子塚事業ですが、今、現地見ていただいたら分かると思うんですけども、正面から黒っぽく段々となった網状の並べている作業。これはどういう作業なんか教えていただきたいのと、今後、どのような作業をして進めていくのか教えていただけますか。

○東條生涯学習課長 ご質問の二子塚の整備状況でございますけれども、委員おっしゃっていただいております黒い段々というのが、擁壁工の1つでハニカム擁壁ということで、段々に積み上げまして、最終的にはまた盛土いたしまして、表面を整えていくというような作業になってございます。

予定どおり、そういう盛土工なり、園路工なり、あとまた管理棟なりという、今後順次進めていきまして、今のところ令和8年度には完成する予定で進めているところでございます。

以上です。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 先ほどの田中家住宅のことなんですけど、これ、予算書のところには文化財保護というところの文部科学省の管轄の法律に基づいた文化財保護法なのかな、文化財なのかな。それに基づいた事業の予算立てになっておるんですけど、私が前からちよつとご提案させてもらっているとおり、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律。私が言うたように歴史まちづくり法。これに基づいた歴史的建築物としてのこの田中家住宅、またそのほかの竹内街道沿い、叡福寺周辺の建築物、また風景。そういうところの景観保護、保全といったところの。文化財保護だけではなくて、そういうところの大きなお考え、構想というのは今、お持ちではないのか。お考えあるのか、ないのか教えていただけませんか。

○村上まちづくり推進部長 まちづくり推進部では、文化財をもとより、文化財保護とい

うよりも観光地域振興という立場で行政を運営させていただいておまして、竹内街道沿道につきましては景観法による景観計画区域及び叡福寺周辺部も景観法による景観計画区域と地区計画ということで、まちづくりと申しますか、町並みはその地域にふさわしい歴史を継承できるような形の景観法ということで住民さんにご協力いただいて景観を維持している状況でございます。

竹内沿道周辺につきましては、当然、竹内街道の景観を色濃く残す区域ということで、住民の協力によって古民家の景観を維持していただいている部分はあるんですけども、一部ちょっと家屋が倒壊しまして、今後更に進行する状況が見られましたので、所有者さんに判断していただいて、残念ながら撤去に至ったような形になっております。

本町におきましても、観光の指標として定めている観光まちづくりビジョンにおいて、観光における課題対応としては交流を深める場づくりとか、情報発信によるコミュニケーションの促進を掲げておまして、関係人口の増大に向けて太子町の地域特性や空家、既存の公共施設など新たな観光まちづくり資源として掘り起こしまして、来訪者とのコミュニケーションによる思い出づくりとか、非日常の体験ができる観光コンテンツや観光機能充実に向けた取組を推進するということとさせていただきます。

なお、新たな資源の掘り起こし及び活用においては、来訪者の安全が最優先されるということを考えていかないといけないと考えておりますが、そういう観点から、所有者による適切な管理を今は求めておるんですけども、選択肢の1つとして除却ということも考えられます。

これ、ちょっと委員がおっしゃっておられる部分から反する部分になるんですけども、また景観保全としては空家になった古民家、当然だんだんだんだん空家が増えてくる。古民家もその1つになってくるんですけども、それをすべて行政として費用負担を行うのは他の空家所有者に対する公平性の観点から中々難しい。費用の部分でも適正とは言えないような形になります。このような観点から、所有者に対して適正な管理をお願いしているような形になります。

そういう歴史まちづくり法に基づいて、太子町の景観を維持しながらやっていくという部分は非常に大切なことやとは思いますが、中々古民家を町が。一般的にはよく町が取得されて、管理をした上で周遊コースに組み込んで新たな観光資源の創出によって来訪者の滞在時間を延ばしていくとかということも期待できるんですけども、空家の受入れについても限度がありまして、費用負担が大きく発生するということと、あ

と古民家の保全と観光資源の活用というのも相反する部分があるということで、中々収益、持続可能な観光施策という部分では収益という部分は当然必要な部分になるんですけども、中々整合性を持ってくるのが難しいなということは今、考えているところです。

なお、新しい資源の掘り起こしとしましても、古民家を町で活用する場合、特に先ほど申しましたようにまちづくり推進部では観光及び地域振興施設としての活用が主になってきて、活用のための修繕や維持管理費には相当な費用も必要となることから、今後は民間活力の導入とか、公民連携による施設運営も念頭に置いた活用計画は検討していく必要はあると考えております。

古民家に対しては地域の景観を保全するだけでなく、古民家を維持することにより地域の歴史や文化を次世代に継承できる手段となることに加えまして、新たな活用として観光地域拠点施設としての活用も非常に有効であると考えております。これにつきましては他市町村の事例、当然、その補助メニューの研究もさることながら本町の各種計画との整合性を図りながら、研究してまいりたいと考えております。

○村井委員 非常に新自由主義的なご答弁、ありがとうございます。

まず、この「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。これ、今、ご答弁の中にもありましたけど、風景とか風致という表現が、景観。これ、文化財にはそういう景観、風致、風景というのは。無形文化財とかそういうのには登録される可能性はあるんでしょうか。

○池田教育次長 正確な年時は忘れちゃったけど、近年、景観保全という概念が文化財保護法の中にもできまして、例えば大阪でいいますと、泉佐野市の日根野地区。農村的景観保全ということでエリア指定を受けている場所もございますので、近年、そういう概念も文化財の中には生まれてございます。

○村井委員 今ね、教育次長がご答弁されて、先ほどのはまちづくり推進部長。これ、何でやというたら、法律が国土交通省なんですよ。ご存じやと思います。要するに、文化財というところにすごいハードルが高いから、各自治体、全国の地方自治体、古民家と言われても、私の表現で言うたら歴史的建築物なんですけど。歴史的建築物を保存、景観を保全していかなあかんというところでこの法律ができたかと思うんです。この法律に伴った支援施策があると思うんです。だからね、中々文化財といたら、今言うた泉佐野市の1件だけですわ。ほかにもあるのかもわからないです。こういうのをちょ

っと本当に力を入れてやっていかんと。

先ほどのこれ、田中家からの質問なんですけど、田中家1件だけの問題ではなくてね、全体のトータルのことを考えていくのであったら、大きなそういうところのしっかりとした検討をしていただいて。私が調べている中で、これ、景観行政団体に登録されているというのがもう必須なんですよ。これ、太子町は景観登録団体なので、大阪府下でも珍しく。全大阪府下でも市町村、景観登録団体に指定されていないので。登録されている団体がこの法律に基づいた支援メニューを活用せずに、調査だけして、データだけ残して、写真だけ残して、ムービーだけ残してなんか分かりませんが。その大きなところの考え方でいいのかというのは、ちょっと私もその辺はちょっと疑問に思いますし。地元でもそういう住民さんが多くなって。かなりそういう声をあげてられる方はいらっしゃると思いますのでね。またその辺、しっかりと検討していただけますように。また、全部が全部保存せよとか、保護しなさいとか、そんなのはいりません。これ、法律に基づいたら、この各市町村、町長が、これは歴史的建築物に指定したらいいだけやと思います。計画は文部科学省、国土交通省、農林水産大臣に認定してもらったらええだけやと思います。いろいろその辺で太子町の予備軍的な歴史的建築物が保全される、しっかりと保護されるような状況、それに基づいた景観の保全というのが保たれることになるかと思うので、しっかりと検討していただけますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 保育園、幼稚園の主食費補助についてお尋ねします。

町の施策として是々非々の立場で物を言わせてもらっていますけれども、幼稚園、小学校、中学校給食費無償化に踏み込んでいただいたということではすごく評価しています。また、その前にも副食費、幼稚園や保育園で補助をしているということもあったんですが、このね、元々副食費の補助はしていたではないですか。これは太子町独自やったんですか、国が絡んでいるんですか。

○川久保子育て支援課長 副食費が町独自かどうかというご質問かと思います。

基本的に年収が360万円未満相当の世帯、あと全ての世帯の第3子以降の方に関しては副食費のほうが無償になります。太子町としましては、そういった国の基準のほうの免除基準を拡大しまして、全世帯を副食費の補助をさせていただいているという形になります。ですので、町独自という形になるかと思います。

以上です。

○西田委員 それにちょっと上乘せしてでも、保育園に通っている、幼稚園に通っている、私学のね。補助しているというのは、これも太子町の子育て支援の1つやと思うんです。

3月の補正で、では副食費、保育園にいくらしているのかなというたら955万8千円あったんです。幼稚園と比べると、幼稚園が今、3千800円で、主食が800円、副食費が3千円。この3千800円すべてが町が給食費無償化でということなんですが、保育園はそしたらね、これが幾らなんですか。幼稚園が主食800円、副食費が3千円は、保育園はどういう料金設定になっているんですか。

○川久保子育て支援課長 町内の園のほうでご説明させていただきます。

町内の1号認定のお子様は主食費として1千円設定されておられます。保育認定2号認定のほうは1千500円で設定、主食費もされております。副食費のほうですが、副食費のほうは国の基準の、ちょっと今年度から値段が上がりまして、2号認定のほうは4千700円となっています。1号認定のほうは3千700円で設定をされておられます。

以上です。

○西田委員 町立の幼稚園、小学校、中学校が給食費無償化になったら、保育園も何とかなれへんかという話もあったと思うんです、3月の議会の予算のときに。それがコロナといえども、無償になったという点ではよかったなと思います。これがコロナのお金ではなくて、町独自にもできたらいいなと思いますので、またその辺は検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 これ、あまり私は推薦していないんですが、今、こんなにコロナでみんなの生活が大変で物価高騰も収まりませんし、本当に大変な中で、万博で浮かれているべきかと思うところはあるんですけども、このミャクミャクのナンバープレート。これは機運醸成を行うためということなんですが、太子町だけですか。近隣でもやっているところはあるんでしょうか。

○田中税務課長 ミャクミャクナンバープレートの近隣の状況というご質問でございますが、現在、把握させてもらっている中で、大阪府内でされているところは大阪市、八尾市、箕面市、藤井寺市ですね。最近では阪南市のほうが始められたということで聞いております。今、現状、把握しているのはその市町村でございます。

以上でございます。

○西田委員 前に、太子町であつたらたいしくので作ったと思うんですけども、枚数のこともあつたんでしょうが、中々全部なくなるまでには時間がかかったと思うんですが、予算的に100枚でしたよね。これ、いつまででも、なくなるまでやるんですか。

○田中税務課長 この今回の100枚の交付をさせていただく期限ということですが、基本的には今回、ふれあいT A I S H Iをキックオフという形で、今、あくまで予定ということになるんですけども、そこから交付を開始させていただくという予定にはさせていただいております。随時させていただく予定ですけども、一応、万博の期間ですね。終了まで。その間になくなれば、その時点で終了というところでございまして、もしそのまま残るような状況でしたら、万博が終了するまでとりあえずは引き続き交付をさせていただく予定でございます。

○西田委員 車のほうは国土交通省が作っているんですけども、国土交通省のを見たら、ナンバープレート車を車につけるといふのもあるかもしれませんが、何やろう、記念ということで持つ人はナンバープレートを不正使用防ぐために穴を空けたら記念品として手元に残すことも可能ですとあつたんですが、そういう扱い方もこのナンバープレートはできるんですか。

○田中税務課長 今、そのあたりも含めて、どういう形でいくかというのは検討させていただく予定でございます。

以上でございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 事業系ごみ排出者支援金のところで、事業系ごみということなんですけど、私もこれ、一から教えていただきたいんですけど、いわゆるごみステーションに出すごみではないということですよ。

○木下環境農林課長 おっしゃるとおりでございます。家庭系ごみと事業系ごみ、別物でございます。事業者が出す、排出するごみというのが対象となっております。

以上です。

○村井委員 これ、別件になると思うんですけど、家庭系ごみのごみステーション。これ、今、私の周りでもちょっといろいろ苦情なり問題なりということいろいろあるんですけど、特にこの町内の幹線道路沿いのごみステーション。やっぱり利便性が高いのか、目につくのか、いろいろなところで、そのごみステーションの周りにごみが散乱しているとか。もうとんでもないごみが山盛りになっているというような風景があるんで



す。よく見るんですけどね。例えば、そこで散乱しているごみが回収日の後でも散乱しているとかなくなってきたら、そういうときの処理の仕方というのは、担当の職員が現場に向かうんでしょうか。向かって処理するのでしょうか。

○木下環境農林課長 家庭系ごみに関しましては、ここ最近、住民さんからいろんなお声を頂戴しておるところでございますが、基本的にはごみステーションの管理はそのコミュニティでやっていただくということをお願いしております。どうしてもやむを得ない場合には職員が出向くこともあるんですが、基本的にはコミュニティでやっていただいております。

以上です。

○村井委員 私も太子地区、春日地区、どこやったかな。あとどっかもう一か所ね、ごみ収集ではないときに、ごみをカラスにやられたんかな。その残骸だけがうわっと散乱していて。これ、誰がやらはるんやろうなと思いながら、そう思いながらも私も通り過ぎた1人なんですけどね。そういうところは特に私が思うたように幹線道路沿い。何かそういうところに共通点があるなみたいなね。その辺もしっかりね。大変な仕事かと思えますし、これからもそういうところでしっかり予算組んでちょっと対応していったほうが。さっきの景観と一緒にやと思うんですよ。「おい、この町何や。ごみが散乱して何や」と。「何や、歴史的建築物やと力を入れているけど」というのは相反するような景観がこっちにあるので、その辺もしっかり力を入れてもらえますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 地区町会等運営事業が出ているのでお尋ねします。

この予算に入れているのは後屋町会の地車修繕等に係る助成金ということなんですけど、地域の役員さんをやっているような人に聞くんですけども、今、地区町会等運営事業の中には区長報償費や町会長等報償費なんか入っていますけれども、これの金額を変えろというような話を下ろしていつているというんですが、議会のほうはそういうのは一切聞いてないんですが、その情報は合っているんでしょうかね。

○辻中自治防災課長 今、ご質問の町会長さんとか区長さんの報償費等について変更するものでは一切ございません。ただ、振興補助金につきましては、ずっと長年同じ制度でやってきておりますので、内容の見直しは必要かなということで区長さん等に相談しながら変更について今、検討は進めているところです。

○西田委員 もう町会長さんとかも聞いているということは、区長さん終わって、次、入っていると思うんですけども、いくらをいくらにしようということで話をしているんですか。

○辻中自治防災課長 今、自治振興補助金につきましては、ご存じのように各町会への補助金という形で均等割と世帯割、2つの構成で組まれております。総額はそのままして、新たに町会ごとで自治振興の事業をされた実績を基に、一応実績見合の項目を加えたらどうかという形で今、検討しているところです。

その実績を基に、ある町会でこういう事業をしたので補助金を幾分か上乘せする。その上乘せをするために世帯割というところをちょっと下げて、そっちの財源に回してはどうかというふうな。あくまで検討の段階で区長さん並びに町会長さんにご意見をいただいているところです。

○西田委員 そういう高齢化の中で、役員さんも高齢化していて、このままやっていけるかなというようなところをたくさん聞くんですけども。何かやったらって、実績見合ということで「こんなできへんわ」と言うたら、これまでどおりということもあり得るということですね。

○辻中自治防災課長 自治振興補助金ということです。振興する、いろんな活動をしてもらうというのが大前提の1つかなと思うんですけども、今までどおりいろんな、例えば清掃活動のほうも含めまして、いろんな活動をしていただいたという報告をいただければ、多く補助金が変わることはないのかなというふうに考えております。

以上です。

○西田委員 総額は変わらへんから、どっか少ないところは減らされて、そういうのがね。何かプラスアルファのことをやりますと言うところは多くなるんですか。ちょっと何か言っていることが、本当によく分からないんですけど。

○辻中自治防災課長 新たに自治振興補助金の活動をされたところという言い方をしておりますが、今までどおりの活動、例えばクリーンキャンペーンに参加したとかいうのでも活動したという形になるかと思うんですけども、そういう活動として町会の中で、見える化ではないですけど、こんな活動をしていますよというのを補助金の中でも確認をさせていただいて、それが確認できればあまり変わらないので、ほぼ金額は変わらないのかなと考えております。ただ、均等割とか世帯割の金額という形ではちょっと入り繰りはあるんですけども。

この制度自体が長い間同じ形のまま続いておりますので、実際の活動、町会さんの活動にも合わせた形で、時代に合わせて変更の必要もあるかということで、今、検討しているところです。

○西田委員　そういう奥深いところまで分かっている方、どれだけいてはるのかなと思うんですけども。だから区長は了解を得て、今、町会に下りてるといようなふうに話を私は耳にしているんですけども。そこまで下りてきたところの人たちはみんな下げられる、下げられる、減らされるという意識があるんです。そういうことで言ったら、それが了解得ましたということで3月の予算に上がってくるんかもしれませんけれども、町長選を前にして、そういう何やろう。住民さんの心を冷やすことをしようと今、考えているところなんですか。

○田中町長　そもそも自治振興費はご存じのように上限が1千万ということで。当時、私の記憶では一番人口も多くて、当時町会の加入率が7割ぐらいあったのかな。そのぐらいの感じで思っております。その後、人口も減少して、町会の加入率も50%を切っておるこの状況の中で上限が1千万円と決まっていますので、常に1千万円は確保しているという状況でございます。そういった意味で、このまま。そしたら極端なことを言えば10%、20%の加入率になってもその1千万円そのまま維持するのかということになると、やっぱり町会に加入されていない方のことも考えますと、ちょっとどうなのかなというところがまず出発点ということでございます。

そういった意味で、今、考えていますのは、とりあえず今ある1千万円は予算としては確保させてもらう。しかし、1件当たりのあれでいくと、増えれば逆に自治振興費増えますよと。逆に減れば、申し訳ないけど減りますよと。そういったところも加えながらね。それでまた新たに、新規に増やしてもらったら何かプラスアルファ町会に補助しますよというような意見もいただいて、そういった意見を区長さんにご提示して、今、話を進めているというところでございますけれども。あくまでも住民の皆様の理解を得て、進めるべき事業であるというふうに思っていますので、町のほうが強引にえいやと、これでやってしまうとか、そういった意識はない。しかし、今言うように、やっぱり町会に加入されていない方も半数以上、実際おられるわけですから、そういった方々のことも考えながら、町として今後、持続可能でいい制度に、本来の意味の自治振興につながるような形のものの制度にしていきたいなというところでございます。

○西田委員　どの角度から攻めるかということで、町会に加入していないのが良しとする

か、それは困ったもんやと思うか、そういうところもあると思うんです。だから町会に加入する人が減ったから、広報紙やもう配る人も重たいもん大変やし、挟むのも大変やしということで、何や加入していない人も多いしということで太子町が委託して配ることになって。そういう広報紙のことでつながりを持つというところは、ある意味町会に加入していて配って、顔をあわせてという、入っていてよかったなと思うところまでいなくても、1つのメリットがそれで消えて。でも、まあまあ、重労働であったことがなくなったというメリットも生まれたと。どっちがいいのかどうかという話やねんけれども、これが自治振興費をいらうことが良くなるんやろうかというところがすごく疑問で。

だから、今、考えていることね、もう少しはっきり私たちに提示して、今、同時進行で進んでいるんでしょう。だけど3月には区長さんも町会長さん、今いてる方が皆さん了解してくれましたのでこうしますと言われても、ちょっとそれはいかなものかなと思っておりますので、動いているのであれば、そういう内容はお知らせしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 すみません。先ほどの町会費の件なんですけれども、町会に加入されていない方々に対してはどうかと思うかというだけで止まっていて、現実には町会費で脱会をされた方はカウントは入らんということが多くて、現実のそういうことによって金額が減っているわけではないというんですけれどもね、実際、町会に対して入ってくる金というのは当然減るわけですから。そこらはどういう計算をされているんですか。

○辻中自治防災課長 今の制度の中での話ということで、1千万円の予算の中で各町会の方、基本的な運営に必要であろうということで均等割ということで、まずその1千万円の中から交付させていただいて、残った金額について町会全体の世帯の中で100円単位になるんですけれども割戻しをして、1世帯当たり何千何百円かというような形の金額を決定して、各町会から報告が上がってくる世帯数に掛けて補助をさせていただいていくことになります。

全体が下がれば1件当たりの世帯数の補助金はちょっと上がるというふうな形の、今、制度設計になっております。

○中村委員 方法というか、そのやり方については確かに微々たる形では出るとは思いますが、実際に、現在、私どものところも230件あったものが、変な話、100件になっ

たと。それに対する230件で割をいただいていたのに、100件になったと。そしてら100件分しかない。ただしその分は均等割にしているからというのは、ほかの関係もあるんであって、ほかの町会のこともあって、いわき台そのものでの減っているという形にカウントできるかというたら、本当に僅かな金額しかないものですから、そこらのところはどさされるんですかというところをお聞きしたいんですが。

○**辻中自治防災課長** いわき台のほうは、例えば人口が半減してしまったときには世帯割という形の補助金が半減されるというところをどうするのかというご質問なんですけれども、振興補助金は町会の規模に合わせてというか、1つの指標として世帯数という形を、世帯数割という形の項目があるんですけれども、町会の規模が小っちゃくなれば補助金の額も減るのはいたし方ないところかな。また逆に増えれば、増えてくるというような形なんですけれども。総額の1千万円というのは変わらないので、全体が下がれば、世帯割の1件当たりの数は今のところは増えてくるというふうな形の制度となっております。

○**中村委員** 苦しい答えかなと思いますけれども。

やはり均等割は均等割で、確かに均等、その47ぐらいですかね、今、現在ね。それで均等で割るんですけれども。いわゆる町会に加入されていない方も、した方もそれも均等という感覚でされるのであれば、頂ける金については変わらないんですけれども、あくまでも町会を脱会された方には、確かに微妙にはその分は返ってくると思うんですけれども、それが本当に脱会者のためになっているかというか、それとも残っている方の金額に達しているかどうかというのはちょっと疑問に思いますので、そこらのところをしっかりと勉強していただければなということでございます。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○**村井委員** 最後ちょっといいですか。

すみません。またこれ、宝くじの一般コミュニティ助成金の制度ってどういうメニューがあって、どういうなんが該当してくるのか教えていただけませんか。

○**辻中自治防災課長** ご質問いただきました一般コミュニティ助成事業。これ、委員おっしゃるとおりの制度の質問なんですけれども、一般財団法人の自治総合センターが宝くじの社会貢献事業の一環としてコミュニティ活動に必要な備品等の助成を行っていくということで、その中でも7つの事業があるんですけれども、今、ご質問の一般コミュニティ助成金というものにつきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を

図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行っている事業という形であります。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午前11時05分 閉 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 辻 本 馨